

監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 701	監査基準報告書 701
独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告 2019 年 2 月 27 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 33 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 監査上の主要な検討事項の決定》(第 8 項及び第 9 項参照) (省 略) A10. 財務諸表に比較情報が含まれる場合、監査人は、比較情報に係る監査意見の表明方式が比較財務諸表方式か対応数値方式かにかかわらず、過年度の財務諸表監査に関連する監査上の主要な検討事項について、監査報告書において、通常記載しない。ただし、新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に含まれる連結財務諸表が指定国際会計基準又は修正国際基準等に準拠して作成する	独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告 2019 年 2 月 27 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 33 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 監査上の主要な検討事項の決定》(第 8 項及び第 9 項参照) (省 略) A10. 財務諸表に比較情報が含まれる場合、監査人は、比較情報に係る監査意見の表明方式が比較財務諸表方式か対応数値方式かにかかわらず、過年度の財務諸表監査に関連する監査上の主要な検討事項について、監査報告書において、通常記載しない。ただし、新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に含まれる連結財務諸表が指定国際会計基準又は修正国際基準等に準拠して作成する

改正案	現 行
場合で、かつ、法令により監査上の主要な検討事項の記載が求められる監査報告書に比較財務諸表方式で監査意見を表明する場合は、比較情報に係る事業年度の監査上の主要な検討事項を併せて記載する。 なお、以前に公表した財務諸表の訂正の可否を検討する場合（監査基準報告書 560「後発事象」第 14 項から第 17 項参照）等、当年度の財務諸表監査には比較情報に対する監査手続が含まれるため、監査人は、比較情報に対する監査手続を含めた当年度の財務諸表監査において特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定する。 (省 略) 《4. 監査役等とのコミュニケーション》（第 16 項参照） A60. 監査基準報告書 260 第 22 項は、監査人が監査役等とのコミュニケーションを適時に行うことを求めている。監査上の主要な検討事項に関するコミュニケーションの適切な時期は、業務の状況により様々である。しかしながら、監査人は、計画した監査の範囲と実施時期についてコミュニケーションを行う際に、通常、監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケーションを行う。また、これらの監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項については、監査の過程で新たに追加したものを含め、監査上の発見事項を報告する際に更にコミュニケーションを行うこととなる。これらにより、財務諸表の公表に向けた最終段階における、監査上の主要な検討事項についての議論がより円滑になる。 (省 略) 《IV 適用》 (省 略) 以 上	場合で、かつ、法令により監査上の主要な検討事項の記載が求められる監査報告書に比較財務諸表方式で監査意見を表明する場合は、比較情報に係る事業年度の監査上の主要な検討事項を併せて記載する。 なお、以前に発行した財務諸表の訂正の可否を検討する場合（監査基準報告書 560「後発事象」第 13 項から第 16 項参照）等、当年度の財務諸表監査には比較情報に対する監査手続が含まれるため、監査人は、比較情報に対する監査手続を含めた当年度の財務諸表監査において特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定する。 (省 略) 《4. 監査役等とのコミュニケーション》（第 16 項参照） A60. 監査基準報告書 260 第 22 項は、監査人が監査役等とのコミュニケーションを適時に行うことを求めている。監査上の主要な検討事項に関するコミュニケーションの適切な時期は、業務の状況により様々である。しかしながら、監査人は、計画した監査の範囲と実施時期についてコミュニケーションを行う際に、通常、監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケーションを行う。また、これらの監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項については、監査の過程で新たに追加したものを含め、監査上の発見事項を報告する際に更にコミュニケーションを行うこととなる。これらにより、財務諸表の発行に向けた最終段階における、監査上の主要な検討事項についての議論がより円滑になる。 (省 略) 《IV 適用》 (省 略) 以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：A55 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。	・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：A55 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）

改正案	現 行
<u>一 監査基準報告書 560「後発事象」(年 月 日改正)</u>	

以 上